

第11章 相続

相続は被相続人の死亡（882条）により開始し、相続開始の場所は被相続人の住所地である（883条）。

民法は、相続人（＝被相続人の相続財産を包括承継することのできる一般的資格）の種類・範囲を画一的に定めており、被相続人の意思により相続人を創設することはできない。

相続人の順位は、第一順位：子（887条1項）、第二順位：直系尊属（889条1項1号）、第三順位：兄弟姉妹（889条1項2号）である。配偶者は常に相続人となる（890条前段）。

第1節. 同時存在の原則

相続人は、被相続人の死亡時に権利主体として存在していなければならないのが原則である。

胎児の出生擬制（886条）・代襲相続（887条2項・3項、889条3項）はその例外である。

第2節. 相続欠格・推定相続人の排除

相続欠格とは、相続人となる一般的資格を有する者について、相続制度の基盤を破壊する行為を行った場合に、家族関係においてあるべき適正な秩序の維持という公益的理由から、被相続人の意思・意向を問うことなく法律上当然に相続資格を喪失させる制度である（891条）。

推定相続人の排除とは、被相続人の意思により家庭裁判所が推定相続人の相続資格を奪う制度である（892条、893条）。排除は、遺留分を有する推定相続人（配偶者・子・直系尊属 - 1028条参照）についてのみ認められる。遺留分を有しない推定相続人（兄弟姉妹）については遺言により対応できるからである。

第3節. 相続の放棄と承認

推定相続人には、①単純承認（920条）、②限定承認（922条）、③相続放棄（939条）という3つの選択可能性が与えられている。熟慮期間（相続人が「自己のために相続の開始があったことを知った時」*から3ヶ月 - 915条1項本文）の間に限定承認又は放棄をしなかったときは、単純承認をしたものとみなされる（921条2号）。なお、限定承認・相続放棄は家庭裁判所に対する申述を要する（924条、938条）。

相続放棄・承認の意思表示は、熟慮期間内であっても撤回できない（919条1項）。他方で、⑦制限行為能力者であること・詐欺・脅迫を理由とする取消し（2項）、④方式違反の相続放棄、熟慮期間経過後の意思表示であること、要素の錯誤、無権代理を理由とする無効は認められる。なお、身分関係の早期安定のため、⑦の取消権の行使期間は短期6箇月・長期10年に短縮されている（3項）。

* 熟慮期間の起算点である「自己のために相続の開始があったことを知った時」とは、「相続開始の原因たる事実」のみならず「自己が法律上相続人となった事実」を知った時を意味する（最判S59.4.27 - 百III75）。

第4節. 相続人の不存在

相続人のあることが明らかでない場合、相続財産の管理・清算という目的の限りで被相続人の権利義務を承継する相続財産法人が作り出され、家庭裁判所によって選任された相続財産管理人(952条1項)が相続財産法人の代理人として相続財産の管理・清算を行う。

第5節. 特別縁故者への相続財産の分与

相続人がいないことが確定した場合に、家庭裁判所の裁量により、残余財産を特別縁故者に分与するという制度である(958条の3)。

特別縁故者への相続財産の分与は家庭裁判所の裁量判断に属するものであり、特別縁故者に分与請求権が認められるわけではない。

第6節. 相続の要件事実

相続の要件事実としては、まず、①相続の開始要件としての被相続人の死亡(882条)と、②原告が相続人(889条、890条)であること、を主張する必要がある、この点について争いはない。

争いがあるのは、①・②に加えて、原告以外の相続人がいないことについてまで主張する必要があるかという点である(のみ説 vs 非のみ説)。

通説・実務は、非のみ説である。つまり、原告は①・②のみを主張すれば足り、原告以外に相続人がいることは抗弁になると考えるのである。

【論点1】相続の要件事実

☐相続人が子(30講434頁)

(Kg)

①被相続人の死亡

②原告は被相続人の子である

(E) 一部抗弁

・配偶者、原告以外の子の存在

〈説明〉他の相続人がいる場合であっても、子及び配偶者は相続人となることができ、法定相続分が減少するだけであるから、原告以外の他の相続人の存在は、全部抗弁ではなく一部抗弁として機能するにとどまる。

☐相続人が父母(30講434頁)

父母は「第887条の規定により相続人となるべき者(子又はその代襲者)がいない場合」にはじめて相続人となることができる(889条1項)のだから、

①被相続人の死亡

②原告が被相続人の父であること、に加えて、

③被相続人には子(及びその代襲者)がいないことを主張しなければならない、これは、のみ説・非のみ説の問題ではない。

他方、被相続人に配偶者がいないこと、被相続人に母がいないことは要件事実と

はならず、^E 被相続人に配偶者又は母がいることが一部抗弁となる（これは、非のみ説の適用によるものである）。なぜならば、被相続人に配偶者又は母がいたとしても、父はこれらの者ととも相続人となるだけであり、相続人であることに変わりはないからである。

㊦相続人が兄弟姉妹（30講 435頁）

兄弟姉妹は、子（及びその代襲者）並びに直系尊属がない場合にはじめて相続人となることができる（889条1項、2項）のだから、

①被相続人の死亡

②相続人が被相続人の兄であること、に加えて、

③被相続人には子（及びその代襲者）並びに直系尊属がないこと、を主張しなければならない。

他方、被相続人に配偶者、及び原告以外の兄弟姉妹がないことは要件事実とはならず、^E 被相続人の配偶者又は原告以外の兄弟姉妹がいることが一部抗弁となる（これは、非のみ説の適用によるものである）。なぜならば、原告に配偶者又は原告以外の兄弟姉妹がいたとしても、原告はこれらの者ととも相続人になるだけであり、相続人であることに変わりはないからである。

第7節 遺産共有

複数の相続人（＝共同相続人）は、各自の相続分に応じて相続財産を共有する（898条）。この遺産共有状態は、暫定的な相続財産の帰属状態であり、相続財産を構成する個々の権利義務が終局的かつ個別的に個々の共同相続人に帰属するためには、さらに遺産分割の手続を経なければならない。

【論点2】金銭債権・金銭債務

↓

法律上当然に相続分に従い分割され、各共同相続人に帰属する（最判 S29.4.8 - 百Ⅲ65：金銭債権、最判 S34.6.19 - 百Ⅲ62：金銭債務）。

【論点3】連帯債務

↓

連帯債務は、債権の満足・確保という共同の目的を達成する手段として相互に関連結合しているが、可分であることは通常金銭債務と同様である。

↓

したがって、連帯債務者の1人が死亡した場合、共同相続人は各自に相続分に従い連帯債務を分割承継し、各自その承継した範囲において本来の債務者とともに連帯債務者となると解する（＝一部額についての不等額での連帯関係が複数出現することになる）（最判 S34.6.19 - 百Ⅲ62）。

↓

なお、分割承継とする考えに対しては、担保力が弱くなり、連帯債務としての意味がなくなるという批判もある。しかし、全額承継を認めると、相続という偶発の事情により債権者に過大な保護を与えることになる。このことに、債権者には財産分離の利用（941条以下）のほか、物的担保をとるなどの債権回収のための他の手段もあることも併せ考えると、分割承継により相続人の利益を優先する解釈にも合理性があるといえる（内田IV408頁）。

【論点 4】 金銭

↓
金銭は、不動産や他の動産と同様に有体物として捉えられ、遺産共有に取り込まれ、遺産分割の対象となる。
↓
したがって、相続人は、遺産分割までの間は、相続開始時に存した金銭を相続財産として保管している他の相続人に対して自己の相続分に相当する金銭の支払いを求めることができない（最判 H4.4.10 - 百Ⅲ63）。

【論点 5】 遺産中の賃貸不動産の賃料債権

↓
遺産を構成する賃貸不動産から生じた賃料債権は、相続開始後に発生したものであるから、当事者の合意によることなく当然に遺産分割の対象となるものではない。
↓
そうすると、遺産分割の遡及効（909条本文）が遺産にしか及ばないことから、遺産分割の対象とされていない不動産の賃料債権の帰属については遺産分割の遡及効により覆されることにはならない。
↓
遺産を構成する賃貸不動産について相続開始時から遺産分割までに生じた賃料債権について、「各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得する」と解すべきである（最判 H17.9.8 - 百Ⅲ64）。

※ 平成 17 年最判の見解によると、遺産から生じた賃料債権が遺産分割（調停や審判）の対象にならず、賃料債権も含めた柔軟な遺産分割を不可能にするのではないかとの懸念もあるが、平成 17 年最判は、遺産から生じた賃料債権について共同相続人の合意により遺産分割の対象に含めることまで否定する趣旨ではないと思われる（例えば、2008 法セミ 59 頁）。

【論点 6】 預金債権

↓
確かに、金銭債権が法律上当然に分割承継されると解されている（最判 S29.4.8 - 百Ⅲ65）ことから、預金債権についても分割承継されるとも思える。
↓

しかし、普通預金債権は、継続的取引契約である普通預金契約に基づき、1個の債権として同一性を保持しながら常にその残高が変動し得るものとして、その額を観念的なものとして存続するものである。

↓

それゆえ、普通預金債権は、普通預金契約上の地位を準共有する共同相続人が全員で同契約を解約しない限り、同一性を保持しながら常にその残高が変動し得るものとして存在し、各共同相続人に確定額の債権として分割されることはないと解される。

↓

したがって、共同相続された普通預金債権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものと解する（通常貯金債権・定期貯金債権についても同様）（最大決 H28.12.19）。

（補足意見）岡部喜代子裁判官

共同相続が発生したとき、相続財産は民法 898 条、899 条により相続分に応じた共有となる。その財産が金銭の給付を目的とする債権であっても同様である。当該債権については民法 264 条の規律するところになるのであるが、同条の特則としての民法 427 条により相続人ごとに分割されて相続人の数だけ債権が存在することとなると考えられているところである。しかし、共同相続においては上記のとおり準共有状態が発生するのであるから、分割を阻害する要因があれば、分割されずに準共有状態のまま存続すると解することが可能である。普通預金契約（通常貯金契約を含む。以下同じ。）の本体は消費寄託契約ではあるが、そればかりではなく、付随して口座振替等の準委任契約が締結されることも多いのであって、普通預金が決済手段としての性格を強めていることは多数意見の指摘するとおりである。そうすると、普通預金債権を共同相続した場合には、共同相続人は同時に準委任契約上の権利義務もまた相続により承継することになる。例えば口座振替契約の解約を行う場合は、それは性質上不可分な形成権の行使であり、かつ、処分行為であるから民法 251 条により相続人全員で行わなければならない。ところが預貯金債権が当然に分割され各人の権利行使が認められることになると、共同相続人の一人が自己の持分に相当する預貯金を全額払い戻して預貯金債権を行使する必要がなくなる結果、預貯金契約自体あるいは口座振替契約等についての処理に支障が生ずる可能性がある。また、各別の預貯金債権の行使によって、1個の預貯金契約ないし一つの口座中に、共同相続人ごとに残高の異なる複数の預貯金債権が存在するという事態が生じざるを得ない。このような事態は、振込等があつて残高が変動しつつも同一性を保持しながら1個の債権として存続するという普通預金債権の性質に反する状況ともい得るところであり、また普通預金契約を締結する当事者の意思としても認めないところであろう。共同相続の場合には、普通預金債権について相続人各別の行使は許されず、準共有状態が存続するものと解することが可能となる。以上のとおりであるから、多数意見の結論は、預貯金債権について共同相続が発生した場合に限って認められるものであろう。

ところで、私は、民法 903 条及び 904 条の 2 の文理並びに共同相続人間の実質的公平を実現するという趣旨に鑑みて、可分債権は共同相続により当然に分割されるものの、上記各条に定める「被相続人が相続開始の時に所有した財産」には含まれると解すべきであり、分割された可分債権の額をも含めた遺産総額を基に具体的相続分を算定し、当然分割による取得額を差し引いて各相続人の最終の取得額を算出すべきであると考えている。従前は預貯金債権も当然に分割される可分債権に含まれると考えてきた。しかし、最高裁判所が権利の性質を詳細に検討して少しずつ遺産分割の対象財産に含まれる権利を広げてきたという経緯、

第9節. 相続分の譲渡・取戻し

相続開始後・遺産分割前であれば、共同相続人の一人は自己の相続分を第三者に譲渡することができる。ここでいう「相続分」とは、積極財産と消極財産とを包含した遺産全体に対する譲渡人の割合的持分を意味する（最判 H13.7.10）。相続分の譲渡を受けた第三者は、遺産分割手続に関与することができ、他の共同相続人は第三者の遺産分割介入を防ぐために価額や費用を償還して相続分を第三者から取り戻すことができる（905条1項）。

他方で、遺産に属する特定の財産上の持分が譲渡された場合には、通常の特権法上の共有理論に従った処理に服する。

第10節. 遺産分割

遺産共有状態は一時的・暫定的な状態であるから、遺産を構成している個別の財産の各共同相続人への帰属を確定させるためには、遺産分割を要する。

遺産分割の対象は「遺産分割時の相続財産」であって「相続開始時の相続財産」ではない。

遺産分割の方法には、①遺言によって分割方法が指定された指定分割（908条）、②協議・調停による分割（907条1項）、③審判による分割（907条2項）がある。なお、遺産分割審判に先立ち調整による分割（調停前置ではなく職権によるもの）が試みられるのが通常である（家事事件手続法 244条・274条1項）（リ-ケ 323頁）。

1. 遺産分割の当事者

共同相続人のほか、包括受遺者、相続分譲受人も含まれる。遺産分割当事者を除外して行われた遺産分割、相続人でない者を含めて行われた遺産分割は無効である。

遺産分割後に認知がされた場合には、認知の遡及効（784条）ゆえに遺産分割は遺産分割当事者を除外して行われたものとして無効になりそうであるが、民法は、法律関係の安定のため、遺産分割の効力を維持した上で、認知により相続人になった者には相続分に応じた価額請求権を与えるという処理をしている（910条）。

共同相続人の中に未成年者がいる場合には、親権者がこの者の法定代理人として遺産分割手続を行うことは利益相反行為（826条）と評価されるため、未成年者のための特別代理人の選任が必要である。成年後見人と成年被後見人とが共同相続人となる場合についても同様である（860条本文・826条 ※後見監督人がいる場合はこの限りではない - 860条但書）。

2. 遺産分割の時期

（1）原則

各共同相続人は、原則として、いつでも自由に遺産分割を請求することができる（907条1項）。共同相続人の一人は、他の共同相続人は遺産分割を望まない場合でも、遺産分割協議を請求することができ、他の共同相続人はこれに応じなければならない。

(2) 例外

以下の場合には、例外的に分割が禁止される。

- ・遺言による分割禁止
→5年が限界（908条）
- ・協議・調停による分割禁止
→5年が限界（協議については、256条1項但書・2項）
- ・審判による分割禁止（903条3項）

3. 遺産分割の効果

(1) 遡及効

遺産分割は、相続開始時に遡ってその効力を生じる（909条本文）。遺産を構成する個別財産は、相続開始時に被相続人から当該個別財産を取得した相続人に直接移転したという処理がされているのである。

(2) 遺産分割前の第三者

遺産分割の遡及効は、「第三者」の権利を害することはできない（909条但書）。

ここにいう「第三者」とは、遺産分割前の第三者を意味し、善意・悪意は問わないが、対抗要件の具備が必要であると解されている（入門493頁）。

【論点8】遺産分割協議の解除

〈論証1〉債務不履行解除

内田IV426～427頁、百III69解説

共同相続人の1人が遺産分割協議において負担した債務を履行しない場合、他の共同相続人が541条に基づき遺産分割協議を債務不履行解除することができるか。

↓

確かに、545条1項但書・192条・909条但書という第三者保護規定があるから、解除を認めても対外的な法的安定は害されない。

↓

しかし、解除を認めた場合、共同相続人が再度遺産の全体について分割をやり直さなければならないことになるため、対内的な法的安定が害される。

↓

しかも、民法は遺産分割について宣言主義*を採用している（909条参照）ため、遺産分割はその性質上協議の成立とともに終了し、その後は特定の相続人間の債権債務関係が残るだけであるから、遺産分割協議自体の履行・不履行という問題は生じない。

↓

したがって、遺産分割協議の債務不履行解除は認められないと解する（最判 H元.2.9 - 百III69）。

* 遺産分割の効力は相続開始時に遡及する（909条本文）ため、例えば、遺産分割により甲不動産が相続人Aの単独所有になったという場合、甲不動産は相続開始時からAの単独所有に属していたのであって、

遺産分割はこれを事後的に宣言したにすぎないという取り扱いとなる。この考え方を、遺産分割の効力に関する宣言主義という（内田IV429頁）。

（補足）

再分割が最適な手段であるという場合には、実は遺産分割ではなく負担付贈与であったと法律構成することで、負担の債務不履行を理由とする解除を認めることも可能である（最判 S53.2.17、内田IV427頁）。

〈論証 2〉 合意解除

内田IV426～427頁、百III69解説

共同相続人全員の合意により遺産分割協議の全部又は一部を解除することができるか。

↓

民法は遺産分割の効力について宣言主義を採用している（909条本文参照）ため、遺産分割協議自体の不履行は生じないが、合意解除であるから協議自体の不履行は解除要件とならない。

↓

また、対外的な法的安定については545条1項但書・192条・909条但書により確保されるし、共同相続人全員の同意があるため対内的な法的安定の問題も生じない。

↓

したがって、合意解除は認められると解する（最判 H2.9.27）。

第11節. 財産分離

財産分離とは、相続財産と相続人の固有財産との混同を防ぐために、一定の者の請求により相続財産を分離して管理・清算する手続である（941条～950条）。

これには、相続債権者又は受遺者の請求によってされる第一種財産分離と、相続人債権者の請求によってされる第二種財産分離とがある。